

子どもの未来応援定期預金〔単利型〕

(1 / 2)

令和8年 7月 1日現在

1. 商品名	・ 子どもの未来応援定期預金〔単利型〕 〔 取扱期間 夏期: 7月1日～ 8月31日 [ただし、土日祝日は除く] 冬期: 11月1日～12月30日 〕
2. 適用商品	・ 預入金額10万円以上300万円未満・・・スーパー定期 ・ 預入金額300万円以上1,000万円未満・・・スーパー定期300 ・ 預入金額1,000万円以上・・・・・・・・・・大口定期
3. 販売対象	・ 個人、個人事業主、法人(金融機関・公金は除く)、任意団体
4. 期 間	・ 定型方式・・・1年、3年 ・ 自動継続(元金継続、元利金継続)のみのお取扱いになります。
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入媒体	・ 一括預入 ・ 10万円以上 ・ 1円単位 ・ 証書式、通帳式、総合口座
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法 (4) 自動継続による 取扱い	・ 固定金利 ・ 預入期間1年・・・預入時の上記2. 適用商品の店頭表示の利率に年0.40%上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・ 預入期間3年・・・預入時の上記2. 適用商品の店頭表示の利率に年0.55%上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・ 預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間3年のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・ 自動継続後の利率は、継続日における上記2. 適用商品の店頭表示の利率を適用します。
8. 税 金	・ 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金 がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約 事項	・ 個人のものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ 個人のものはマル優の取扱いができます。



中栄信用金庫

子どもの未来応援定期預金〔単利型〕

(2/2)

令和8年 7月 1日現在

11. 中途解約時の 取扱い	- 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 - なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
12. 金利情報の入手 方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口・渉外係へご照会ください。
13. 寄 付 (1) 寄付金額 (2) 寄付先	- 各期において、本定期預金の取扱いを終了した後、上限を150万円として取扱い最終日時点の当該預金残高の0.01%相当額を当金庫が寄付いたします。 (お客様に寄付金のご負担はありません) - 当金庫が定める条件を満たした「子ども食堂」等を運営する地元5市4町(秦野市、伊勢原市、平塚市、厚木市、南足柄市、足柄上郡開成町・中井町・大井町・松田町)の団体 ※条件等は金庫ホームページに記載しております
14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス部(9時～17時、電話:0120-383-889)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)ならびに神奈川県弁護士会(電話:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)ならびに神奈川県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または、当金庫コンプライアンス部にお問合せください。
15. その他参考となる 事項	- 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 - 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) - お取扱い中であっても金融情勢の変動により、取扱いを変更または中止する場合があります。



中栄信用金庫

子どもの未来応援定期預金〔複利型〕

(1 / 2)

令和8年 7月 1日現在

1. 商品名	・ 子どもの未来応援定期預金〔複利型〕 〔 取扱期間 夏期：7月1日～ 8月31日 〔ただし、土日祝日は除く〕 冬期：11月1日～12月30日 〕
2. 適用商品	・ 預入金額10万円以上300万円未満・・・スーパー定期 ・ 預入金額300万円以上1,000万円未満・・・スーパー定期300
3. 販売対象	・ 個人のみ
4. 期 間	・ 定型方式・・・3年 ・ 自動継続(元金継続、元利金継続)のみのお取扱いになります。
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入媒体	・ 一括預入 ・ 10万円以上1,000万円未満 ・ 1円単位 ・ 証書式、通帳式、総合口座
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 自動継続による 取扱い	・ 固定金利 ・ 預入時の上記2. 適用商品の店頭表示の利率に年0.55%上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6ヵ月毎の複利計算 ・ 自動継続後の利率は、継続日における上記2. 適用商品の店頭表示の利率を適用します。
8. 税 金	・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金 がかかります。
9. 手数料	—
10. 付加できる特約 事項	・ 「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・ マル優の取扱いができます。
11. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預 入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息と ともに支払います。
12. 金利情報の入手 方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口・渉外係へご照会ください。

子どもの未来応援定期預金〔複利型〕 (2/2)

令和8年 7月 1日現在

13. 寄 付 (1) 寄付金額 (2) 寄付先	- 各期において、本定期預金の取扱いを終了した後、上限を150万円として取扱い最終日時点の当該預金残高の0.01%相当額を当金庫が寄付いたします。 (お客様に寄付金のご負担はありません) - 当金庫が定める条件を満たした「子ども食堂」等を運営する地元5市4町(秦野市、伊勢原市、平塚市、厚木市、南足柄市、足柄上郡開成町・中井町・大井町・松田町)の団体 ※条件等は金庫ホームページに記載しております
14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス部(9時～17時、電話:0120-383-889)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)ならびに神奈川県弁護士会(電話:045-211-7716)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)ならびに神奈川県弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または、当金庫コンプライアンス部にお問合せください。
15. その他参考となる 事項	- 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 - 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます) - お取扱い中であっても金融情勢の変動により、取扱いを変更または中止する場合があります。

<別 表>

I 適用預金 自由金利型定期預金（M型）＜スーパー定期＞
期日指定定期預金
変動金利型定期預金

中途解約利率（掛け目）表

約定期間 預入期間	3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年
6ヵ月未満	普通預金	普通預金	普通預金	普通預金
6ヵ月以上 1年未満	5 0 %	4 0 %	4 0 %	3 0 %
1年以上 1年6ヵ月未満	7 0 %	5 0 %	5 0 %	4 0 %
1年6ヵ月以上 2年未満	7 0 %	6 0 %	6 0 %	5 0 %
2年以上 2年6ヵ月未満	7 0 %	7 0 %	7 0 %	6 0 %
2年6ヵ月以上 3年未満	7 0 %	9 0 %	8 0 %	7 0 %
3年以上 4年未満	—	9 0 %	9 0 %	8 0 %
4年以上 5年未満	—	—	9 0 %	9 0 %

※ 約定利率に上記表の掛け目を乗じた利率が期限前解約利率として計算されます
この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用します
なお、期日指定定期預金は表面記載の「2年以上利率」に乗じて計算します

II 適用預金 自由金利型定期預金＜大口預金＞

A 解約日における普通預金利率

B 約定利率 — 約定利率×3 0 %

C 約定利率 —
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- ・ 預入日より1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合
上記A、B、Cの内、最も低い利率が期限前解約利率として計算されます
- ・ 預入日より1ヵ月後の応当日以後に解約する場合
上記B、Cの内、いずれか低い利率が期限前解約利率として計算されます

基準利率とは、解約日にこの預金の元本を満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率をいい、Cの算式により算出された利率は0.00%を下限とします